



十二

の経過  
払込み  
利子

日本郵政公社総裁は、払込金額に  
加え、次の算式により算出した  
金額を第十八号に規定する期  
日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{2.3}{100} \times \frac{9}{365}}$$

十三

初期  
利子

平成十九年十二月二十日を  
期とし、次の算式により算出  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う（以  
下、次号及び第十五号において  
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{2.3}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四

第二期  
の利子

毎年六月二十日及び十二月二十  
日を支払期とし、各支払期にお  
いて、その日以前六月間に属す  
る利子を支払う。

十五

償還  
金額

平成三十九年六月二十日  
額面金額百円につき百円

十六

元利  
支

日本銀行

十七

払込  
期日

平成十九年六月二十九日

十八

払込  
期日